滋　健　危　第　１３５　号
令和５年（2023年）４月５日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会長
一般社団法人滋賀県歯科医師会長
一般社団法人滋賀県薬剤師会長
様

滋賀県健康医療福祉部長
（公　印　省　略）

令和５年度医療機関等継続・再開支援事業費補助金交付要綱の制定について

平素は本県の保健医療行政の推進に御理解･御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療機関等継続・再開支援事業費補助金については、令和５年度においても事業を実施することとし、別添のとおり交付要綱を制定しましたので、御承知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、当該補助事業を活用される場合には、あらかじめ担当まで御連絡いただきますよう、併せて周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、当該補助事業における対象経費については、令和５年４月１日から令和５年５月７日までに納品され、整備が完了する設備等に要した費用に限り適用されます。令和５年５月８日以降の取扱いにつきましては、厚生労働省からの通知が届き次第、御連絡させていただくことを申し添えます。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
調査・検査係　　賀田（かだ）
TEL：077-528-3584　FAX：077-528-4866
E-mail：coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp